



釜石市特定不妊治療費助成事業のお知らせ

釜石市では特定不妊治療を行っている夫婦に対して、経済的負担の軽減を図る目的で、その治療費の一部を平成21年度から助成いたします

対象者

- ①法律上の婚姻している夫婦であること
- ②夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満であること
- ③釜石市に住所を有する人(治療を開始した以前から)
- ④①～③の要件を満たしたうえで、なおかつ岩手県特定不妊治療助成事業の交付決定を受けた場合を対象します

治療対象

- 岩手県が指定した医療機関で実施された特定不妊治療（保険適応外診療に限る）
- ※夫婦以外の第三者からの精子、卵子、胚の提供による不妊治療は除く

助成額と期間

- 夫婦1組について、1年度当たり2回の助成、1回あたりの限度額は10万円です
- 助成期間は通算5年です

申請に必要なもの

- 特定不妊治療費助成金交付申請書
- 岩手県特定不妊治療費助成事業受診証明書の写し
- 岩手県特定不妊治療費助成事業交付決定通知の写し
- 指定医療機関の発行した特定不妊治療費に係る領収書の写し
- 印鑑

※岩手県特定不妊治療費助成事業による助成金の交付決定後1ヶ月以内に市健康推進課に申請してください

問い合わせ先

釜石市健康推進課保健予防係 0193-22-0179
〒026-0022 釜石市大渡町3-15-26 保健福祉センター2階

